



名 福 介 第 8 6 号
令和 2 年 4 月 1 4 日

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業者
指定小規模多機能型居宅介護事業者 御中

名護市長 渡具知 武豊



名護市における新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）

本市の福祉行政にご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、介護認定調査の更新者等についての取扱いの変更に伴い、ケアプラン作成のための一連の業務について、期間を定めて別紙 1 の取扱いといたしますので、貴事業者内の介護支援専門員に周知していただきますようお願いいたします。

また、感染拡大防止の観点から、4 月中の全ての居宅介護支援に関する一連の業務については、緊急性のあるケースを除き、訪問して対面での対応を控え、電話や F A X、郵送等での対応をした場合でも減算の取扱いとしないことをお知らせします。（支援経過への記録等は別紙 1 に準ずる）※訪問の必要がある方へは、感染予防の対策を講じた上で訪問を実施してください。

ただし、感染拡大防止の必要がある場合には、どちらの取扱いも延長する可能性がありますことを申し添えます。その際には再度お知らせします。

今後、国等から新たな取扱いや Q & A 等が示された場合には、取扱いが変わる場合もありますのでご留意ください。

別紙 1 及びケアマネの訪問自粛の取扱期間：令和 2 年 4 月中

※期間延長の可能性あり。

問合せ先

名護市福祉部介護長寿課

介護給付・保険料係 担当：我如古、長田、宮里

T E L : 0980-53-1212（内線 137）

ケアマネジメントの具体的な取り扱いについて

別紙1

例: 4月30日認定期間終了、5月更新者の場合 認定期間が6カ月延長になった
認定期間:令和2年5月1日～令和2年10月31日

予防の場合

①

評価表
評価日:
↑
聴き取りをした日付記載
R2.4月○日
4月中で

- 更新の評価については、感染蔓延を防ぐためやむを得ない理由がある場合電話やFAX、郵便等により評価を行うことで良いものとする。
- 居宅サービス事業所等からも電話やFAX、郵便等での情報も把握するものとする。

②

アセスメント表
作成日:
↑
R2.4月○日
4月中で

- 新たに下記期間のアセスメント表を作成する
認定期間:令和2年5月1日～令和2年10月31日
- 電話等によりアセスメントを行うことで良いものとする。

③

サービス計画書
作成日:
説明、同意日:

- 新たに下記期間サービス計画書(原案)のを作成する。
(認定期間:令和2年5月1日～令和2年10月31日)
- ※感染の収束が延びた場合はこの期間を見え消して修正を行うことで良いものとする。
- 作成日は電話等で聴き取り、説明をした日付けを記載する。
- 説明、同意日は空欄とし、収束し訪問、同意を得た日付を記載するものとする。

④

支援経過表

- 通常整備すべき記録の他に「コロナウィルス感染症に係る」臨時的な取り扱いについて、その詳細を支援経過記録等に記録することとする。

介護の場合

①

支援経過表

○更新の評価については、感染蔓延を防ぐためやむを得ない理由がある場合電話やFAX、郵便等により評価を行うことで良いものとする。

○モニタリングの内容、通常整備すべき記録の他に「コロナウィルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて、その詳細を支援経過表等に記録することとする。

②

アセスメント表

作成日: _____

↑

R2.4月〇日

4月中で

○新たに下記期間のアセスメント表を作成する

認定期間:令和2年5月1日～令和2年10月31日

○電話等によりアセスメントを行うことで良いものとする。

③

サービス計画書

作成日: _____

説明、同意日: _____

○新たに下記期間サービス計画書(原案)を作成する。

(認定期間:令和2年5月1日～令和2年10月31日)

※感染の収束が延びた場合はこの期間を見え消しで修正を行うことで良いものとする。

○作成日は電話等で聴き取り、説明をした日付けを記載する。

○説明、同意日は空欄とし、収束し訪問、同意を得た日付を記載するものとする。

- ※1 居宅介護支援を構成する一連の業務については、新規・区分変更についても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月中においてはできる限り面接、集まることを控え、電話やFAX、郵便等利用した対応をした場合でも減算の取り扱いとしないこととする。
尚、電話での対応で連絡が取れない状況等がある場合には、訪問をする必要がある。
その際には、マスク着用や事前の手洗い、密閉・密集・密接を避けるなど感染防止策を徹底すること。
- ※2 基本的には、このプロセスに応じて進めるべきものであるが、今後新型コロナウイルス感染症の感染防止等に起因する居宅サービス利用制限や営業停止等に伴い、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合においては、一連の業務の順序を拘束するものではない。
- ※3 臨時的な取り扱いを行うにあたっては、その判断に至った理由及びその詳細を支援経過記録等に記録すること。

※1～3については 予防支援にも適用する。